

河合町議会会議録

令和3年 5月7日 開会

河合町議会

令和3年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（5月7日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○日程の追加	8
○議長辞職の件	8
○日程の追加	9
○議長の選挙	10
○日程の追加	12
○副議長の辞職の件	12
○日程の追加	13
○副議長の選挙	14
○日程の追加	16
○各常任委員会の委員の選任	16
○日程の追加	18
○議会運営委員会の委員の選任	18
○日程の追加	19
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	19

○日程の追加	20
○ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について	20
○議案第26号、承認第5号から承認第10号の一括提案理由の説明	21
○議案第26号の質疑、討論、採決	29
○承認第5号の質疑、討論、採決	30
○承認第6号の質疑、討論、採決	34
○承認第7号の質疑、討論、採決	37
○承認第8号の質疑、討論、採決	40
○承認第9号の質疑、討論、採決	43
○承認第10号の質疑、討論、採決	44
○まほろば環境衛生組合議会議員の選出について	45
○山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について	46
○閉会の宣告	47
○署名議員	49

河合町告示第18号

令和3年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年4月28日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和3年5月7日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

議案第26号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河合町一般会計補正予算)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河合町一般会計補正予算)

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算)

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算)

承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例等の一部改正)

承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)

令和 3 年 5 月 7 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和3年5月7日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第26号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 7 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 8 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例等の一部改正)
- 日程第 9 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
- 日程第10 まほろば環境衛生組合議会議員の選出について
- 日程第11 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 副議長の辞職の件
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 各常任委員会の委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会の委員の選任

追加日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 8 ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について

出席議員（13名）

1 番	森 光 祐 介	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	西 村 潔
13 番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	竹 林 信 也	参 事	横 山 泰 典
企 画 部 長	森 嶋 雅 也	総 務 部 長	上 村 卓 也
福 祉 部 長	浮 島 龍 幸	環 境 部 長	石 田 英 毅
教 育 委 員 会 参 事	山 本 剛	企 画 部 次 長	佐 藤 桂 三
総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎	福 祉 部 次 長	小 山 寿 子
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	中 島 照 仁	広 報 広 聴 課 長	桐 原 麻 以 子
財 政 課 長	新 井 俊 洋	税 務 課 長	松 本 武 彦
管 財 課 長	内 野 悦 規	住 民 福 祉 課 長	古 谷 真 孝
福 祉 政 策 課 長	浦 達 三	環 境 整 備 課 長	松 村 豊 範
地 域 活 性 課 長	吉 川 浩 行	上 下 水 道 課 長	上 原 郁 夫
教 育 総 務 課 長	中 尾 勝 人	生 涯 学 習 課 長	小 槻 公 男

会議に従事した事務局職員

局長心得 高根 亜紀 主 事 平井 貴之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

本日、告示第18号をもって令和3年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第1回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

今臨時会において、飛沫感染防止のため、質疑、答弁、討論の際は着席での対応をお願いいたします。ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） これより本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（杵本光清） 町長、招集の挨拶を登壇の上、願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めまして、おはようございます。

本日、5月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日は、議案第26号の1議案、承認第5号から承認第10号の6承認を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご決定を賜りますことをお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、12番、西村 潔議員、13番、谷本昌弘議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

4月28日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、常盤繁範議会運営委員長より会期等について報告願います。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（杵本光清） 常盤委員長。

○2番（常盤繁範） 4月28日に議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果をご報告いたします。

会期は本日5月7日、1日といたします。

本日の議事日程は、議案第26号の1議案と承認第5号から第10号までの6承認を一括上程し、逐条審議いたします。また、まほろば環境衛生組合議会議員及び山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についても審議する予定をしております。

以上で報告を終わります。

○議長（杵本光清） お諮りいたします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおりに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告のとおり本日1日限りといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時11分

○副議長（長谷川伸一） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（長谷川伸一） ただいま杵本光清議長より、一身上の都合により本日付をもって議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長谷川伸一） ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（長谷川伸一） なお、杵本議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、杵本光清議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（長谷川伸一） ご異議なしと認めます。

よって、杵本光清議員の議長辞職の件は許可することに決定しました。

杵本光清議員の入場を許可します。

(8 番 杵本光清 入場)

○副議長（長谷川伸一） 杵本光清議員には、議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任の挨拶を登壇の上、願います。

○ 8 番（杵本光清） 議長。

○副議長（長谷川伸一） 杵本議員。

(8 番 杵本光清 登壇)

○ 8 番（杵本光清） 昨年は、新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、多くの方がお亡くなりになり、いまだに病に伏せられている方がいらっしゃいます。また、毎日のように多くの方が感染される現状でございます。

昨年、そのような中、世界中が経済面、その他いろいろな面で歯車が狂い、その歯車の狂いは、河合町、河合町議会においても、その影響を受けたのではないかなど。会議の回数が削減され、会議時間が短くなり、会議の案件を選択しなければならない、そのような事態に陥って、苦しい議会運営であったのかな、そのようなことを今感じております。

そのような中でも、議会運営にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（長谷川伸一） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午前 10 時 34 分

○副議長（長谷川伸一） 再開します。

◎日程の追加

○副議長（長谷川伸一） お諮りします。

ただいま議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として

選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(長谷川伸一) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長(長谷川伸一) 選挙の方法は、どのような方法といたしましょうか。

○10番(馬場千恵子) はい、議長。

○副議長(長谷川伸一) 馬場議員。

○10番(馬場千恵子) 投票をお願いします。

○副議長(長谷川伸一) 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(長谷川伸一) ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤利治議員、中山義英議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

○副議長(長谷川伸一) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(長谷川伸一) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(長谷川伸一) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、森光祐介議員から順次投票をお願いします。

(投票)

○副議長(長谷川伸一) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(長谷川伸一) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

佐藤利治議員、中山義英議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(長谷川伸一) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票11票、無効投票2票です。

有効投票のうち、梅野議員6票、長谷川議員1票、馬場議員2票、谷本議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.75票です。

したがって、梅野議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました梅野美智代議員が議場におられますので、会議規則第32条2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(長谷川伸一) それでは、梅野議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○議長(梅野美智代) はい、議長。

○副議長(長谷川伸一) 梅野議員。

(3番 梅野美智代 登壇)

○3番(梅野美智代) 改めまして、おはようございます。

このたび、議長という重責にご推挙いただきまして、ありがとうございます。感謝申し上げます。

信頼される議会を目指して、議会の運営を円滑に進められますよう、議員の皆様の温かいご支援とご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。挨拶に代えさせていただきます。

○副議長(長谷川伸一) 梅野議長、議長席にお着き願います。

議長交代します。

(議長交代)

○議長（梅野美智代） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時58分

○議長（梅野美智代） 再開します。

◎日程の追加

○議長（梅野美智代） ただいま長谷川伸一副議長より、一身上の都合により本日付をもって副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職の件

○議長（梅野美智代） なお、長谷川伸一副議長におかれましては、地方自治法第117条の除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席をされております。

お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、長谷川伸一議員の副議長の辞職を許可することにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、長谷川伸一議員の副議長辞職の件は許可することに決定しました。

長谷川伸一議員の入場を許可します。

(7番 長谷川伸一 入場)

○議長(梅野美智代) 長谷川伸一議員には、副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上、願います。

○7番(長谷川伸一) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 長谷川議員。

(7番 長谷川伸一 登壇)

○7番(長谷川伸一) 昨年5月、副議長立候補の際の私の所信表明文を読み返りますと、全くと言ってよいほど、多くの点、実現できませんでした。新正副議長におかれまして、真の河合町の議会力をアップすることを強く期待します。

今後は一議員として、町と町民のためによく考え、よく働き、活動してまいりたい所存でございます。この1年間、どうもありがとうございました。

○議長(梅野美智代) 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長(梅野美智代) 再開します。

◎日程の追加

○議長(梅野美智代) お諮りします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(梅野美智代) 選挙の方法は、どのような方法といたしましょうか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 投票をお願いします。

○議長(梅野美智代) 投票との発言がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(梅野美智代) ただいまの出席議員は13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐藤利治議員、中山義英議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

○議長(梅野美智代) 念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(梅野美智代) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、森光祐介議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（梅野美智代） 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

佐藤利治議員、中山義英議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（梅野美智代） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。

有効投票のうち、坂本議員6票、杵本議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、坂本議員と杵本議員の得票数は、いずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118第1項の規定は、公職選挙法第95条第2条の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

坂本議員並びに杵本議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行います。

佐藤議員、中山議員、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。数の小さいほうを引かれた方を1番とします。

それでは、坂本議員、杵本議員は真ん中へお越しくください。

それでは、同時にくじを引いてもらいます。

(くじを引く)

○議長（梅野美智代） くじを引く順序が決定しましたので、報告します。

まず初めに杵本議員、次に坂本議員、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。数の小さいほうを引かれた方を当選人とします。

真ん中へお越してください。

杵本議員、坂本議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○議長(梅野美智代) くじの結果、杵本議員が当選人と決定しました。

ただいま当選されました杵本議員が議場におられますので、会議規則第32条2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(梅野美智代) それでは、杵本光清議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○副議長(杵本光清) 議長。

○議長(梅野美智代) 杵本議員。

(8番 杵本光清 登壇)

○8番(杵本光清) ありがとうございます。

議長を補佐し、1年間しっかりとサポートしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

◎日程の追加

○議長(梅野美智代) お諮りします。

各常任委員会の委員の選任について議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任についてを追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎各常任委員会の委員の選任

○議長(梅野美智代) 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

各常任委員会の委員選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時34分

○議長(梅野美智代) 再開します。

それでは、指名いたします。

総務常任委員会の委員として、森光祐介議員、佐藤利治議員、杵本光清議員、大西孝幸議員、谷本昌弘議員、以上5名。

厚生常任委員会の委員として、常盤繁範議員、馬場千恵子議員、岡田康則議員、西村 潔議員、以上4名。

経済建設常任委員会の委員として、梅野美智代議員、中山義英議員、坂本博道議員、長谷川伸一議員、以上4名。

それぞれ、ただいま指名しました方々を選任いたします。よろしく願いいたします。

次に、委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時46分

○議長(梅野美智代) 再開します。

ただいま各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に大西孝幸議員、副委員長に佐藤利治議員。

厚生常任委員会委員長に岡田康則議員、副委員長に馬場千恵子議員。
経済建設常任委員会委員長に坂本博道議員、副委員長に中山義英議員。
以上の方が選任されました。

◎日程の追加

○議長（梅野美智代） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（梅野美智代） 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

常盤繁範議員、坂本博道議員、長谷川伸一議員、大西孝幸議員、岡田康則議員、谷本昌弘議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。よろしくお願います。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（梅野美智代） 再開します。

ただいま選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長には長谷川伸一議員、副委員長には谷本昌弘議員。

以上の方が選任されました。

◎日程の追加

○議長（梅野美智代） お諮りします。

議会運営委員会の継続審査についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件についてを追加日程第7として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（梅野美智代） 追加日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（梅野美智代） お諮りします。

ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを追加日程第8として議題とすることに決定しました。

◎ごみ処理施策検討特別委員会委員の選任について

○議長（梅野美智代） 追加日程第8、ごみ処理施策検討特別委員会の委員の選任についてを議題とします。

この特別委員会につきましては、議長、副議長を除く議員11名での構成となります。現在1名の欠員となっておりますので、長谷川伸一議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

よって、長谷川伸一議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 議長、すみません、異議があります。

ごみ処理施策特別委員会委員長は、現在、谷本委員長さんなんですが……

(「委員長じゃない、委員」と言う者あり)

- 7番(長谷川伸一) 委員ですか。
- 議長(梅野美智代) はい、委員です。
- 7番(長谷川伸一) 聞こえないんで。
- 議長(梅野美智代) 長谷川伸一議員をごみ処理施策検討特別委員会の委員にすることに決定しました。
- 7番(長谷川伸一) はい、分かりました。
- 議長(梅野美智代) 暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時03分

- 議長(梅野美智代) 再開します。

◎議案第26号、承認第5号から承認第10号の一括提案理由の説明

- 議長(梅野美智代) 理事者の方より、議案第26号の1議案、承認第5号から承認第10号までの6承認について、提案理由の説明を登壇の上、願います。
- 副町長(田中敏彦) 議長。
- 議長(梅野美智代) 副町長。
- (副町長 田中敏彦 登壇)
- 副町長(田中敏彦) まず初めに、杵本議員、長谷川議員、長らくお疲れさまでございました。なお、梅野議員、議長就任おめでとうございます。職責こそ変わりますが、杵本議員、またもう一度、1年間職責をよろしくお願いいたします。

それでは、令和3年5月臨時議会に上程させていただきました議案第26号の1議案、承認第5号から第10号の6承認、合計7議案につきまして、順次ご説明を申し上げます。

まず、議案第26号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、固定資産の価格に不服がある場合に固定資産評価審査委員会に対して行う審査申出の手續におきまして、利便性の向上を図るため、審査申出書への押印を不要とすることなどに関し、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年3月18日に専決処分いたしました令和2年度河合町一般会計補正予算(第12号)についてご説明をさせていただきます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ9,455万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を86億4,659万5,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、3ページをお開きください。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰越しして使用することのできる経費といたしまして、農村地域防災減災事業で1,100万円、橋梁整備事業で2,069万1,000円、合計3,169万1,000円を計上させていただいております。

第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

このことにつきましては、7事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を合計4億402万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から順にご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人件費として、退職者の職員給与などで3,709万9,000円の減額、雇い上げ職員の減員などにより、会計年度任用職員の報酬などで3,040万1,000円の減額、合計6,750万円の減額となっております。

人件費以外の補正項目についてご説明をいたします。

14ページから16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で、電力入札による影響額として97万8,000円の減額、目12財政調整基金費で、財政調整基金積立金として14万2,000円の増額、目26街再生事業費で、コロナ禍に伴う河合ふるさとの日の未実施によりまして、同実行委員会への補助金が2,800万円の減額となっております。

以下、コロナ禍による未実施、中止、縮小、それぞれにつきましては、未実施、中止、縮小と省略させて表現をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、追悼式の未実施で負担金56万円の減額。

18ページをお開きください。

介護保険特会への繰出金1,127万円の減額、目2人権施策費では、差別をなくす町民集会の未実施で16万6,000円の減額、目4社会福祉施設費では、心の交流センターでの各種教室の未実施で20万8,000円の減額、目5老人福祉費では、重度心障老人医療費と老人ホーム入所事業費で470万2,000円の減額、目11障害福祉費では、心障医療給付費、自立支援医療給付費、地域生活支援事業費及び介護給付費で給付額を415万6,000円増額、前年度補助金の精算に伴います償還金で108万5,000円の増額、手話奉仕員養成講座及びレクリエーション事業の未実施で68万7,000円の減額となっております。

20ページをお願いいたします。

目13国民健康保険医療助成費では、国保税の軽減分確定に伴いまして、国保特会への繰出金が225万1,000円の増額となっております。目18後期高齢者医療費で、後期高齢者特会への繰出金192万7,000円の増額となっております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子ども医療給付費とひとり親家庭等医療給付費で、給付額を1,022万3,000円の減額、事務費で10万8,000円の減額となっております。

22ページをお願いいたします。

目2児童福祉施設費では、保育所委託措置費等で1,236万円の減額、長時間保育事業費と心身障害児保育事業費の負担金で385万5,000円の減額、目3児童措置費では、児童手当給付費で650万円の減額、目6こども園費では、大会などの縮小、未実施及び不参加により、報償費で8万5,000円、旅費で13万5,000円、需用費で1万円、負担金で8万円、それぞれの減額となっております。

次に、26ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ減量化推進経費で400万2,000円の減額、資源選別センター経費で67万円の減額、目2塵芥処理費では、電力入札による影響額を含めて1,203万2,000円の減額、目3し尿処理費では、葛城地区清掃事務組合分担金で125万2,000円の減額となっております。

28ページをお願いいたします。

款6農林商工費、項1農業費、目1農業委員会費では、農地利用最適化交付金により、委員報酬を325万6,000円増額、目5農地費では、土地改良事業費で1,100万円の増額となって

おります。

項2 商工費、目1 商工振興費では、産直市の未実施により180万円の減額となっております。

30ページをお願いいたします。

款7 土木費、項4 都市計画費、目3 公共下水道費では、下水道特会への繰出金が2,445万3,000円の増額となっております。

次に、32ページをお願いいたします。

ちょっと静かに、静かにしてくれるか。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費では、イングリッシュエデュケーションプログラムの未実施により、60万円の減額となっております。

項2 小学校費、目1 小学校管理費では、プール清掃などの手数料で30万4,000円の減額となっております。

34ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 中学校管理費では、プール清掃などの手数料で31万2,000円の減額、目2 中学校教育振興費で、教科書改訂に伴う経費として238万円の増額となっております。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費では、かわい通学合宿の未実施によりまして19万円の減額。

36ページをお願いいたします。

目3 文化財保護費では、砂かけ祭の規模縮小などによりまして30万8,000円の減額、目5 図書館費では、各種教室などの未実施により4万9,000円の減額、目7 文化会館運営費では、機器の保守点検などで47万3,000円の減額となっております。

38ページをお願いいたします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費では、研修会の中止などによりまして5万1,000円の減額、町民体育大会の未実施によりまして87万4,000円の減額、スポーツ教室の縮小などによりまして5万8,000円の減額となっております。

先ほど、河合ふるさとの日実行委員会の補助金を2,800万円と、私、申し上げたようでございます。280万円の誤りでございます。おわびをして修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

次に、歳入についてご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金で835万3,000円の減額、同じく項2国庫補助金で334万9,000円の増額。

款16県支出金、項1県負担金で113万4,000円の増額。

10ページをお願いいたします。

同じく項2県補助金で751万4,000円の減額。

款17財産収入、項2財産売払収入で1億4,000万円の減額。

12ページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入で133万2,000円の増額。

款22町債、項1町債で5,550万円の増額となっております。

以上、歳入歳出9,455万2,000円の減額補正となっております。

続きまして、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年3月31日に専決処分をいたしました令和2年度河合町一般会計補正予算（第13号）についてご説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ451万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を86億5,111万3,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、3ページをお願いいたします。

地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することのできる経費といたして、承認第5号でご説明を申し上げました繰越明許費3,169万1,000円に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業で1,650万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業で326万3,000円を追加いたしまして、合計5,145万4,000円を計上するものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、4ページをお願いいたします。

このことにつきましては、2事業の借入限度額を表のとおり定めまして、起債の限度額を合計4億452万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から、主なものを順次ご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で、退職者の増加により退職手当組合負担

金2,100万円の増額、目11減債基金費で、減債基金積立金として301万8,000円の増額、目12財政調整基金費では、財源調整として財政調整基金積立金を2,158万円減額、目30新型コロナウイルス感染症対策基金費で108万円の増額となっております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種によるシステム改修費で100万円の増額となっております。

なお、目7保健センター運営費と次の款6農林商工費、項1農業費、目5農地費につきましては、財源の振替となっております。

次に、歳入についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金で100万円の増額。

款21諸収入、項4雑入で301万8,000円の増額。

款22町債、項1町債で50万円の増額となっております。

以上、歳入歳出451万8,000円の増額補正となっております。

続きまして、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年4月1日に専決処分いたしました令和3年度河合町一般会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

今回の補正は、令和3年度に必要となりますコロナワクチン接種に係る費用について、予算措置するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,348万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を65億7,548万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費で、接種対策費として、職員の人件費、人材派遣委託、設備レンタル、備品購入費などで4,360万7,000円の増額及び接種事業として、医師・看護師の謝礼、個別接種委託などで4,987万6,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金で4,987万6,000円の増額及び項2国庫補助金で4,360万

7,000円の増額となっており、今回のコロナワクチン接種に係る費用9,348万3,000円は全額が国から補助されます。

以上、歳入歳出9,348万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年4月20日に専決処分いたしました令和3年度河合町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の3次補正として措置されました地方創生臨時交付金などを活用して予算措置するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,001万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を66億9,549万8,000円とするものでございます。

それでは、歳出から順に主なものをご説明いたします。

8ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、財政調整として1,280万3,000円の増額、目32新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費(3次分)を新たに設け、避難用テントの備蓄で10万円、行政手続デジタル化に必要な手続の洗い出しで550万円、本庁及び各学校給食調理場に電解水生成装置の設置で150万円、庁舎の設備抗菌で35万5,000円、GIGAスクール構想として、こども園のタブレット導入などで31万円、第一小学校学童保育室の増室として113万円。

10ページをお開きください。

コロナワクチン接種体制の充実で1,838万3,000円、コロナワクチン接種会場となります豆山の郷のトイレ修繕等で100万円、保健センター内のコロナワクチンコールセンター等の環境整備で598万円、乳幼児食育支援として、小学校就学前の幼児を対象に6か月分の給食費相当額の支援として830万円、2市4町によりますPCR検査場の継続で168万円、ほのぼの公園及び農園のトイレ簡易水洗化で300万円、小・中学校の給食費6か月免除として3,013万3,000円、小・中学校施設の感染症対策で303万5,000円。

12ページをお願いいたします。

学校感染予防品の備蓄で180万円、学校教育支援として、35人学級やICT支援の体制整備などで2,393万5,000円、学校オンライン学習の環境整備で1,226万1,000円、図書館の機能

強化として161万3,000円が、それぞれ増額となっております。

次の款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の I C T 支援員人件費386万4,000円及び14ページ、項 2 小学校費、目 1 小学校管理費の35人学級による講師人件費893万9,000円につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生等事業費として計上しているため、これらを減額するものでございます。

次に、歳入につきましてご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国庫補助金として、学校保健特別対策事業費補助金で180万円、地方創生臨時交付金で1億1,821万5,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1億2,001万5,000円の増額補正となっております。

次に、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年3月31日に専決処分いたしました河合町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

今回の改正は、令和3年4月1日の組織改編及び人事異動に伴います改正でございます。

第1条では、河合町行政組織条例の一部を改正するもので、住民生活部を廃止し、環境部を新設するための改正を行ったものでございます。

第2条では、一般職の職員の給与の特例に関する条例を、第3条では、一般職の職員の給与に関する条例をそれぞれ一部改正するもので、弁護士資格を持つ職員を任期付短時間勤務職員として採用するため、所要の規定の整備を行ったものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行させていただいております。

次に、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、令和3年3月31日に専決処分いたしました河合町税条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴う改正でございます。

主な改正内容の1点目は、固定資産税に関する改正でございます。附則第12条、附則第13

条の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や住民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置くとするものでございます。

2点目は、軽自動車税に関する改正でございます。附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しによりまして、電気軽自動車等、営業用乗用車に重点化の上、特例の期限を2年間延長するものでございます。

3点目は、町民税に関する改正でございます。附則第26条の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例に関しまして、新型コロナウイルス感染症により適用期間内に入居できなかった方に対しまして、適用期間を1年間延長するものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

なお、この条例は令和3年4月1日より施行させていただいております。

以上、本議会に提出させていただきました7案件の説明とさせていただきます。よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第3、議案第26号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） これより議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、議案第26号 河合町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については可決されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第4、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） すみません、ちょっと質問させていただきます。

11ページ、担当課に質問させていただきます。

町有地等売却収入1億4,000万の減額ということなのですが、昨年度、令和2年度の当初予算のときに、1億4,000万の収入を見込んで土地を売り払うということで予算化されてきました。それが3月になって、1億4,000万減額ということなのですが、帳簿の上では、これはゼロになったかもしれませんが、そこに土地は残っておりまして、町民さんの目線からいうと、1億4,000万の在庫を抱えている状態であると考えられます。

この1億4,000万、どのように今後処理していく、処分していくのか、その計画をちょっとお聞かせ願えますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 昨年度の歳入に計上しておりました1億4,000万円ですが、昨年度中の土地の売却を目指して計上させていただいたものでございます。

結果といたしましては、河合幼稚園跡地につきましては入札を執行いたしました。落札者がいなかった。そして、西穴闇保育所跡地につきましては入札にも至っていないという、そういう状況でございます。

ただ、今後とも売却という方針は変わっておりません。ただ、昨年度の予算を計上した

ときに、実際に予算どおりに執行できなかったという反省に立ち返りまして、今回は、ある程度売却のめどが立った時点で、歳入の予算として計上させていただこうと考えておるところでございます。

以上です。

○8番（杵本光清） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） もう一点だけ、お伺いしたいと思います。

現在、河合幼稚園と西穴闇保育所の跡地、現在の評価額もしくは見積額、教えていただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） これから入札にかかる案件で、予定価格と直結してまいりますので、詳しい金額というのは、ちょっとご答弁差し控えさせていただきたいのですが、現在、不動産鑑定が終わっておりまして、河合幼稚園の跡地で約6,500万、西穴闇保育所の跡地で約4,000万弱という金額になっております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の補正予算につきましては、前回否決された分から退職手当債1億2,000万円が減額された提案になっているんですけれども、そういうことを提案する際のプロセスの考え方を知りたいと思いますので、なぜ今回は退職手当債を減額した補正予算として提案したのか、その理由を伺いたいと思います。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 前回、さきの3月の定例会の議案として上程させていただいた折には、1億2,000万円の退職手当債の収入、そして、あと、財政調整基金への積立てという部分を上げさせていただきました。ただ、ご承認いただけなかったというところでございます。今回その分は除かせていただいたということでございます。

令和2年度につきまして、現在の収支見通しの中で、黒字が見込まれるというような予定がございます。本来、財政調整基金という部分につきまして、できる限り積立てを行ってい

きたいというようなことを思っておりました。ただ、その部分でご賛同いただけなかったということで、今回その分を下ろさせていただいたということでございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 先ほどの財産収入というところで、今、不動産鑑定で約6,500万、河合幼稚園ですか、これって、この見積り、ちょっと疑問に思うのが、実際あの場所の南側にある擁壁、あれっていろいろ調べましたけれども、検査済みを受けていない。受けていないというか、検査済証がない。だから、あのまま土地を購入されて、今の状態で利用されるのに、安全性が担保されない擁壁、これ買う人が本当におるのかなと。

実際、あれを購入されて戸建て住宅を建てる場合、あの擁壁の撤去だけで4,000万以上、なおかつ東側の公園との境、あそこの土を留めなければいけない。それだけでも二、三千万要る。果たして、この6,500万という数字が妥当なのか、もうちょっと役場は考えないと、役場が更地にしておられるなら、これは買われる人おられると思います。でも、あのままの状態では、擁壁の安全性が担保されていない。潰す場合、それだけでも五、六千万要る。

だから、もうちょっと妥当な数字を、私はよく検討して出さないと、絶対売れないと思います。その辺のあたり、ちょっと答弁お願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 河合幼稚園の鑑定価格ですが、建物の除却費用と、あと擁壁の撤去、それと擁壁を撤去後、戸建ての宅地とするための背割擁壁の新設、こういったものを加味した鑑定価格であると、不動産鑑定士のほうからはお伺いしております。そういうことでありますので、鑑定価格をもって予定価格とさせていただく予定をしております。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、擁壁を撤去しないでそのまま利用される場合、擁壁の安全性ってどこで担保するんですか。それをお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 幼稚園の跡地に新築される場合の擁壁の安全性というのは、そういう建築の許認可を取られる方が、そういう調査の上で安全性を担保されるものだと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 建物をそもそも建てられたときに、建築確認検査済み、受けておられると思うんです。そこに擁壁の安全性が書かれていないなら、これはちょっと具合悪いんじゃないんですか。

（発言する者あり）

○議長（梅野美智代） よろしいですか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 反対ですか、賛成討論ですか。

（「反対討論にします」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（梅野美智代） はい。

○6番（坂本博道） 3月の定例会の際に、しっかりした予算を基に執行することが一層重要という立場で、年度末の補正予算案に反対しました。今回、退職手当債を削除しての補正予算として専決処分されております。

しかし、令和2年度当初予算63億2,000万円に対して、歳入で1億4,000万円の財産収入予算を確保できる。一方、例年なく交付税収入が約8,000万円増、歳出でさらに6,700万円の人件費の減額など、年度で見れば、この部分で、増減合わせて約3億円余りの修正となります。結果として、財政調整基金を当初の4,200万余りから1億2,000万円へと増額でき、一定の財政状況の改善となり、最終的な決算も一定改善になるかと思えます。

しかし、今回のように年度内で補正として修正すると、当初予算との関係が見えにくくな

ります。それだけに、コロナ関係での休止等はやむを得ませんが、事業に直接関わることでなく、今回の大きな補正で予算修正を行うことは、予算を軸にした財政運営の認識を弱めるということになると考えます。

今回の一般会計の補正予算の専決処分には承認し難く、反対したいと思います。

○議長（梅野美智代） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） これより承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。着席して下さい。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 10ページにあります財政調整基金費につきまして、今回2,158万円の減額となっておりますが、これによりまして、結局、予算上は調整基金が幾らになるという状況になるでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 財政調整基金2,158万円の減額になりまして、この時点での基金の残高は1億795万8,000円でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 分かりましたが、後で令和3年の補正予算のほうで、財政調整基金の積立てのがありますが、令和2年の決算としては、今言われたやつが一応、決算の補正の財政調整基金となるというふうな理解で、後、決算調整あると思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 予算上は先ほど申しました金額になりますが、今後、歳出の不用といったものも出てくると思いますので、そういったところで、これ以上に増えた形になるのではないかなと考えております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 承認第6号の内容について、ちょっとお聞きします。

3ページ、繰越明許費補正に係る2総務費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の1,650万の繰越しの明細を教えてくださいませんか。

それと、11ページ、退職手当組合負担金2,100万が増額になっております。これ、今年度、2年度、どのような退職手当、負担金額はいかほどになりますか。総合計で教えてくださいませんか。

それと、退職手当組合負担金について2,100万増額というのは、3月の議会、17日のときに出された3月議会の補正案第12号においては全く触れておられませんでした。このことに鑑みますと、もう既に3月の時点で、こういった退職組合負担金が増えるということは予想されなかったのでしょうか。なぜ、このような3月中旬になっての専決になったのか教えてくださいませんか。

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 第2表繰越明許費の補正におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業の繰越事業として1,650万円の内訳でございますけれども、臨時特別出産祝い金として50万円、ホームページの改修といたしまして620万円、小学校の空調改修事業といたしまして120万円、水道蛇口自動水洗化860万円。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ほかに。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 私からは、退職手当組合負担金について答弁いたします。

退職手当組合負担金の総合計の額というご質問でございますが、普通負担金と特別負担金に分かれておりまして、決算の予定額といたしまして、普通負担金の額が1億2,191万6,640円、そして特別負担金が7,196万2,744円、合計で1億9,387万9,384円となる予定でございます。

そして、もう一つのご質問であります、3月議会もしくは3月中旬には、こういった負担金の増加が予想できなかったのかというご質問ですが、ちょっと個別の人事の案件になりますので、詳しいことはお答えしかねるんですが、早期退職される方の中で慰留している方がおられまして、最終的な退職されるのかどうかというのが確定しておりません。結果として負担金の額にも影響を及ぼしますので、その時点では補正ができなかったものでございます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 新井課長にお尋ねします。

今、繰越明許費の明細をおっしゃられたんですが、50万円と620万と、空調設備で120万と蛇口の水洗化で860万といきますと、合計でいいんですが、私の計算間違えますか、1,650万、これ以上にはないということですね。それだけちょっと確認、これだけに収まるということですね、1,650万というのは。再度確認……

○財政課長（新井俊洋） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 新井財政課長。

○財政課長（新井俊洋） 繰越事業といたしまして、この事業を繰り越すということになります。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますので、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第6、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回のワクチン関係の分ですけれども、一応、これはこれで、国から全て国庫支出金だという説明受けているんですけども、一応これ、当初の説明は、たしか70%ぐらいの想定でつくっているように聞いていたと思うんですが、そういう意味で、現在の予約状況も既に相当進んでいると聞いております。

そういう意味で、最終的には全ての希望者が接種を受けられるという形で、もしかして予算が足らなくなったりしたら、また国から下りてくる、そういう構造になっているのかどうかについて確認したいと思います。

○福祉部次長（小山寿子） はい。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 現在のところ、9月末までの実施の分の補助金になっておりますが、詳しい部分というのは出ておりません。実際、7割接種での計算にはなっておりますけれども、一応、ワクチンの供給であったり実施状況により、また国のほうから通知があると思えます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それは、希望される方は全員接種するというので、この事業は進めているということによろしいんでしょうかね。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） はい、そのとおりでございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 承認第7号、まず総額9,348万3,000円増加の件、内容理解しました。

今回、非常に重要なワクチン接種も9日からスタートするんですが、先般、3月議会において、河合町では、令和3年度の当初予算に予算措置化されるものかと私は期待しておりました。そこで十分な熟議をしたいと思っておりました。残念ながら、河合町では、専決で9,348万がワクチン接種になっております。

近隣の北葛4町を見ますと、王寺町、上牧町、広陵町では当初予算に計上して審議されております。河合町は、なぜ当初予算にこの金額を、数字は細かくはなりませんけれども、概算でも出さなかったのか、その点ちょっと、理由をご説明していただきたいと思えます。

○福祉部次長（小山寿子） 議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 確かに、当初に数字が載せられたらよかったですけれども、国からの通知を待ち、また河合町での接種状況を鑑みながら、近い数字を出していくことで、今回専決という形になってしまいました。

実際、接種の負担金という部分ですけれども、いまだにきちんとした国からの実際の支払いの仕方等が出ていないのが現状です。県のほうに確認しても、このところはこの部分というのが、まだ国からのきちんとした回答が見えないので、その中で、かなりの多額の金額

を計上していくというのを考えまして、やはり近い数字で出したのが、国からきちんと補助金の部分が出てきたのが、やはり3月の末でしたので、それに合わせさせていただきました。

かなり接種のほうも、広報等PRできた部分もありますし、実際、他町は3月から実施での予算でしたが、うちの場合、4月からの実施、国もやはりかなり遅れまして、4月からの実施になりましたので、数字的には近い数字になったのかと考えております。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 9ページの役務費のところの保険料と使用料及び賃借料の送迎車のリース料についてお伺いします。

医療従事者の保険ですけれども、これは医療従事者ということは、ドクター、ナースということでしょうか。そのほかの方の、いわゆるスタッフの方の保険とかはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

それと、送迎車ですけれども、何台の車のリースをされていて、運転手等については、どのように対応されていますか。

それと、送迎車ですけれども、停留所等、どのコースで運行されているのか。特に、高齢者の方が接種されるということですので、すな丸号の停留所でしたら、そこまで行けないというような方も大勢おられますので、その辺の考慮はどんなふうにされているのかお聞きしたいと思います。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山福祉部次長。

○福祉部次長（小山寿子） 保険料につきましてですけれども、これは集団接種ということで、医師及びナースの針刺し事故であったりとか、会場での医療に携わる部分の保険となっております。その他の従事者は、職員であれば職員のほうの保険がありますし、会場内での事故でありましたら、それも同じように、役所のほうで入っている建物のほうの保険を加味しているというふうになっております。

また、バス、すな丸号のレンタルのワゴン車ですけれども、10台のバスのワゴン車のレンタルになっております。運転手のほうは、プロの運転手さんのほうで運転していただくような契約になっております。あと、バスの停留所は、すな丸号と同じバスの停留所としております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） すな丸号の停留所、皆さんご存じかと思えますけれども、そこまで停留所まで遠いということで、かねてからそれは、停留所も増やしてほしい、不便であるということも耳にしているわけですが、特に今回、高齢者が対象ということですので、その辺の配慮が足りないのではないかと思います。改めて改善のほう、お願いしたいと思います。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第7号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第7、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） この件でも、9ページのところで財政調整基金の積立金が1,280万3,000

円計上されておりますが、これは3次補正ということなので、全部国庫支出金なんですけれども、たしかこの補正予算について、財政調整基金の積立ではできないような規定があったように思うんですけれども、それとの関係ではどうなのかということの一つ。

それから、もう一つは、先ほども聞きました財政調整基金の現状になりますけれども、これは令和3年度予算の補正ということになりますから、先ほどの5月末で決算調整全てして、令和2年の確定された調整基金にプラス、これがされるというふうに見ていったらいいのか、その2点伺いたいと思います。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） まず、今回の専決の中での財政調整基金ということでございます。

当初予算に、教育委員会におけるICT支援員1人分、それとあと、35人学級のための講師を当初予算にも計上させていただいておりました。というのが、4月当初から契約をしなければいけないということで、予算を計上させていただいておりましたが、今回重複した形で、コロナの交付金として、その方の部分も計上させていただいている関係で、当初に上げさせていただいた教育費の部分を控除させていただいたというような形になっております。その控除した部分について、財政調整基金に積み立てたというような形になっております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでいえば、国庫支出金の分から積み立てたというわけではないということで、これが計上されているというふうに、財源としたら国庫支出金しかないので、表の中でいえばね。そういう意味で、そういう理解で、いわば後でチェック入るということはないだろうということよろしいですか。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） はい、そのとおりでございます。

○6番（坂本博道） さっき、すみません、答弁1個、聞き忘れていました。残高。

○議長（梅野美智代） はい。

○総務部長（上村卓也） あと、財政調整基金につきましては、先ほど財政課長が申しあげました予算ベースで、令和2年度末、あくまでも今現在ということになりますけれども、予算ベースで1億795万8,000円ということになっております。今回の部分を、あくまでも予算ベ

ースで計算させていただいて、残高としては1億2,088万9,000円という形になろうかというふうに思います。

○6番（坂本博道） すみません、ちょっと確認したいんで、今の関連で、もう一回だけお願いしたいんです、議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、今回の令和3年度の補正予算となっているので、今言われた今回の財政調整基金というのは、令和2年、年度末で1回締めて、それで、多分、先ほど1億七十何万プラスアルファになると思うんですが、それが確定して、その上にこの調整基金というのは、令和3年度分として予算上、積み上げられていくという予算だということまで理解していかということについて確認したいと思います。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） ですので、実際に令和2年度の分の財政調整基金の額というのは、確定はしておりません。今上げさせていただいているのは、あくまでも予算ベース、令和2年度の予算ベース及び令和3年度の予算ベースという形で、僕は申し上げさせていただいたんですが、確定いたしましたら、また残高というのは、当然変わっていくという形になります。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 11ページの12番、PCR検査負担金168万が計上されております。これは、昨年秋からの2市4町でのPCR検査場の継続ということでなっております。これらにつきまして、令和2年度の補正並びに令和3年度の当初予算にも、この金額は出てきませんでした。

先般、第3次コロナ地方創生の臨時給付金の事業についてのご説明いただいたときに、17項目の事業名と金額を明示されました。そこでもって、もう一度担当の部局にお尋ねしましたところ、これが抜けていることが分かったということを知っております。

そこで、財政担当されています総務部長にお尋ねします。

なぜこの168万が抜けて、今回の3次給付金に充てられたのか。そこが非常に、金額は小さいですけども、これは人の命に、生命にも関わることなんで、非常に予算をやっぱり厳

密に見ていただいて、慎重に予算計上していただきたいと思います。その点、ご説明願います。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（梅野美智代） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

まず、PCR検査の負担金につきましては、担当課からの3年度当初予算の要求がございました。通常でしたら、そのまま予算措置をすると、計上するという形にはなるんですが、コロナ交付金の3次の部分というのが見込まれておりました。そのため、当然コロナの交付金の対象事業ということになりますので、当初予算から外して、コロナの3次の交付金に充当しようというような形を考えておまして、ただ、そこで、申し訳ございませんけれども、実際に充当するときに、この事業が漏れておりました。それで、追加でちょっと、議員全員協議会のときに追加で入れさせていただいたということがございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）は承認することに決定しました。

◎承認第9号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第8、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） これ一つ確認させていただきます。

法務管理主任、これ、弁護士さんをこういう位置づけにされたと思うんですが、この場合、徴税吏員証というのは発効されるんですか、できるんですか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 発行できるものという認識でございます。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第9号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（河合町行政組織条例等の一部改正）は承認することに決定しました。

◎承認第10号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第9、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） この河合町税条例の中で、附則第15条、これ特別土地保有税だと思うんですけども、確認したいんですが、河合町で特別土地保有税の特例に該当するところってあるんですか。お答え願えますか。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本税務課長。

○税務課長（松本武彦） 特別土地保有税につきましては、現在課税が、平成15年から課税は停止されているものでございます。申し訳ございません、私、まだ把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。

これより承認第10号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席して下さい。

よって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例等の一部改正）は承認することに決定しました。

◎まほろば環境衛生組合議会議員の選出について

○議長（梅野美智代） 日程第10、まほろば環境衛生組合議会議員の選出についてを議題とします。

一部事務組合の規約に基づき、関係市町村議会の議員の中から選出する組合議会の議員があるときは選挙しなければなりません。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による議長からの指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決しました。

では、指名いたします。

まほろば環境衛生組合議会議員として、大西孝幸議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました大西孝幸議員を当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

したがって、まほろば環境衛生組合議会議員には大西孝幸議員が当選されました。

まほろば環境衛生組合議会議員の議員に当選されました大西孝幸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

◎山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

○議長(梅野美智代) 日程第11、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出についてを議題とします。

一部事務組合の規約に基づき、関係市町村議会の議員の中から選出する組合議会の議員があるときは選挙しなければなりません。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による議長から指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

よって、議長から指名することに決しました。

では、指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として、大西孝幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました大西孝幸議員を当選人と決めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議なしと認めます。

したがって、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員には大西孝幸議員が当選されました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました大西孝幸議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

◎閉会の宣告

○議長(梅野美智代) 以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、令和3年第1回臨時会は閉会いたします。

閉会 午後 1時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

前 議 長 杵 本 光 清

前 副 議 長 長谷川 伸 一

署 名 議 員 西 村 潔

署 名 議 員 谷 本 昌 弘